

行政手続法検討会運営要領

1 議事運営の方法について

座長が必要と認める場合、別途学識経験者等から意見等を求めることができる。

2 公開について

会議は原則として非公開とするが、毎回、議事要旨及び議事録を作成する。議事要旨は、総務省のホームページへの掲載により公開する。

3 随行者の取扱い等

随行者については、あらかじめ座長が認めた者について、会議への陪席を認める。この場合には、毎回の会議ごとに、事務局にあらかじめ登録するものとする。

このほか、座長は、必要に応じ、関係機関の職員等の傍聴を認めることができる。